

令和6年度
東京都障害者虐待防止・権利擁護研修

障害者虐待防止法の概要

弁護士 関哉 直人

講義のねらい

この時間は障害者虐待防止法の全体像を知っていただくとともに支援現場での事例を踏まえ、法の求める「虐待」の意味を理解し日々の支援につなげていただくことを目標としています。

【ポイント】

- ① 虐待と「尊厳」「自立」「社会参加」
- ② 尊厳とは何か
- ③ 意識を現場で共有する取組み

法の概要と虐待の定義

ポイント

- ・虐待「防止」のための法律
- ・「家庭」「施設」「職場」での虐待に通報義務
- ・「学校」「保育所等」「病院」においても虐待防止の措置が必要
※精神保健福祉法の改正により、精神科病院における通報義務が令和6年4月1日より施行
- ・「養護者支援」を置いている趣旨
- ・マニュアルとして、自治体向け・施設向け「障害者虐待の防止と対応の手引き」あり（令和2年10月と令和4年4月、令和5年7月に改訂）

施設・事業所従事者向け手引き

障害者福祉施設等における
障害者虐待の防止と対応の手引き

令和5年7月

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室

目的(趣旨)

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重大であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に対する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

障害者虐待の種類

- ① 身体的虐待
- ② 性的虐待
- ③ 心理的虐待
- ④ ネグレクト(放棄・放置)
- ⑤ 経済的虐待

障害者施設従事者等による虐待

- 一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること
- 二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること
- 三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の**障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと**
- 四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の**障害者を養護すべき職務上の義務を怠ること**
- 五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること

心理的虐待の例

障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度

- 無視する。
- 「意味もなく呼ばないで」「どうしてこんなことができないの」などと言う。
- 話しかけ等を無視する。
- 障害者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
- したくてもできないことを当てつけにやってみせる(他の利用者にやらせる)。

障害者の意欲や自立心を低下させる行為

- 自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする、職員が提供しやすいように食事を混ぜる。
- 自分で服薬ができるのに、食事に薬を混ぜて提供する。

交換条件の提示

- 「これができたら外出させてあげる」「買いたいならこれをしてからにしなさい」などの交換条件を提示する。

心理的に障害者を不当に孤立させる行為

- 面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。

その他著しい心理的外傷を与える言動

- 本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
- 浴室脱衣所で、異性の利用者と一緒に着替えさせたりする。

心理的虐待の例

脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。

- 障害に伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、障害者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。
- 侮蔑を込めて、子どものように扱う。
- 話しかけているのに意図的に無視する。
- 排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視して、トイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。
- 台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。
- 家族や親族、友人等との団らんから排除する。

威嚇的な発言、態度

- 「ここ(施設等)にいられなくなるよ」「追い出す」などと言い脅す。

侮辱的な発言、態度

- 排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する。
- 排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。
- 子ども扱いするような呼称で呼ぶ。
- 本人の意思に反して呼び捨て、あだ名などで呼ぶ。

ネグレクトの例

意図的であるか、結果的であるかを問わず、介助や生活の世話をしている者が、その提供を放棄又は放任し、障害者の生活環境や、障害者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。

- 室内にごみを放置する、掃除をしない、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。

専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、障害者が必要とする医療・障害福祉サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。

- 支援者が医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。
- 必要な障害福祉サービスを利用させない、利用を制限する。

障害者の**権利や尊厳を無視した行為**又はその行為の放置

- 他の利用者に暴力を振るう障害者に対して、何ら予防的手立てをしていない。
- 話しかけ等に対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない。

虐待行為に対する刑事罰

- ① 身体的虐待:殺人罪、傷害罪、暴行罪、逮捕監禁罪
 - ② 性的虐待 :不同意わいせつ罪、不同意性交等罪
 - ③ 心理的虐待:脅迫罪、強要罪、名誉毀損罪、侮辱罪
 - ④ ネグレクト:保護責任者遺棄罪
 - ⑤ 経済的虐待:窃盗罪、詐欺罪、恐喝罪、横領罪
- ※ ただし、親族相盜例に注意。

早期発見義務

障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

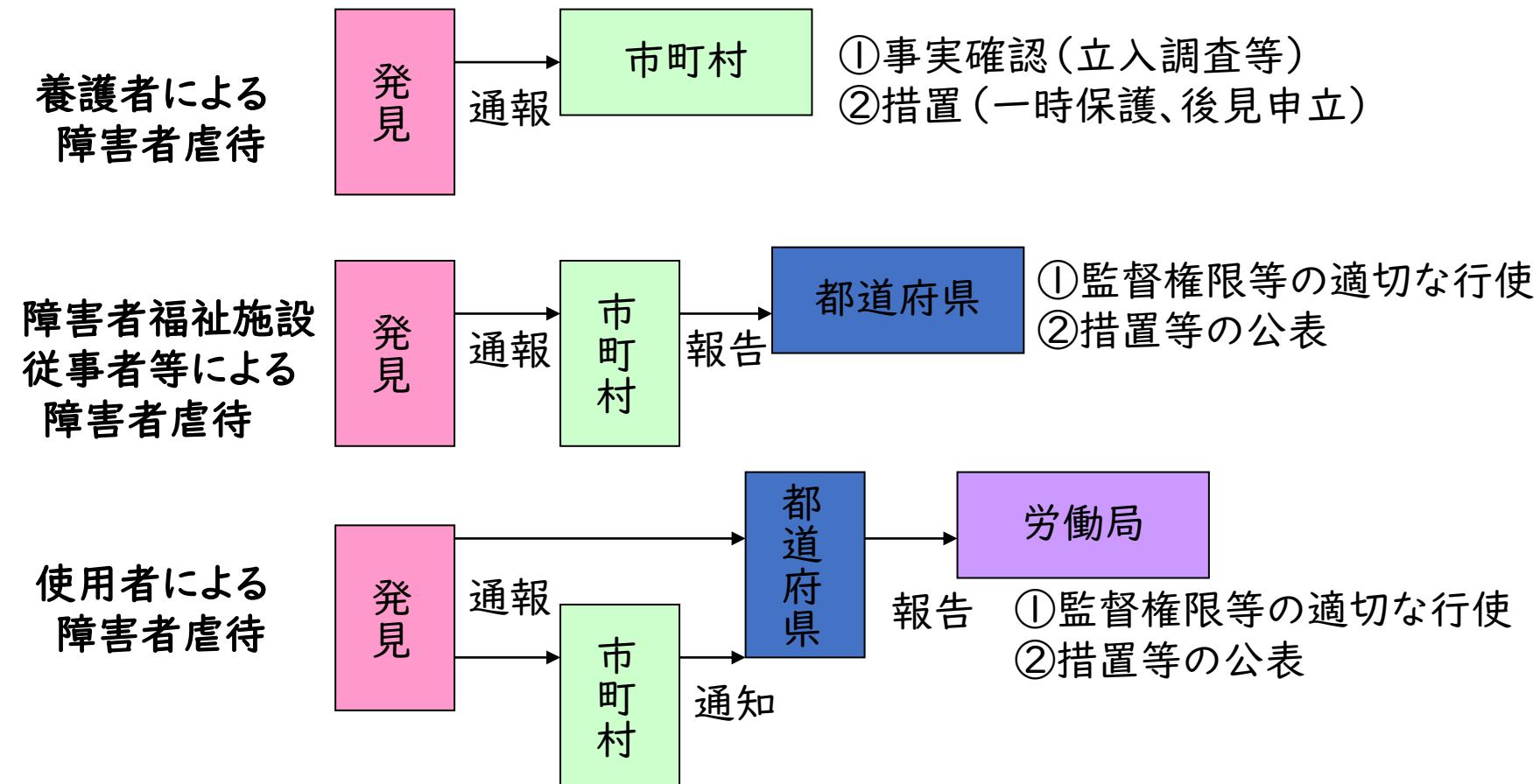
通報義務

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

※ 障害者福祉施設従事者等は、通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

通報の窓口と流れ

窓口は「市町村障害者虐待防止センター」「都道府県障害者権利擁護センター」



精神科病院における虐待防止に向けた取組の一層の推進

現状・課題

- 精神科病院における虐待防止の取組を進めるため、**管理者のリーダーシップのもと、組織全体で推進すること**等が必要。
- 現在、職員等への研修、マニュアルの作成等、精神科病院の虐待防止に向けた取組事例を都道府県等を通じて周知し、虐待防止、早期発見、再発防止に向けた**組織風土**の醸成を推進しているが、虐待防止に向けた取り組みを更に進めるため、精神保健福祉法上、精神科病院に対する虐待防止等のための措置を義務づける等の規定を設けることが適切。

令和4年の法改正による見直し内容

- 令和4年の精神保健福祉法改正により、以下のとおり、精神科病院の虐待の防止に関する規定を新設（施行は令和6年4月）。
 - 精神科病院の患者に対する虐待への対応について、**従事者への研修や患者への相談体制の整備等の虐待防止等のための措置の実施を、精神科病院の管理者に義務付ける。**
 - **精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した者に、速やかに都道府県等に通報することを義務付ける。**あわせて、**精神科病院の業務従事者は、都道府県等に伝えたことを理由として、解雇等の不利益な取扱いを受けないことを明確化する。**
 - **都道府県等は、毎年度、精神科病院の業務従事者による虐待状況等を公表するものとする。**
 - **国は、精神科病院の業務従事者による虐待に係る調査及び研究を行うものとする。**

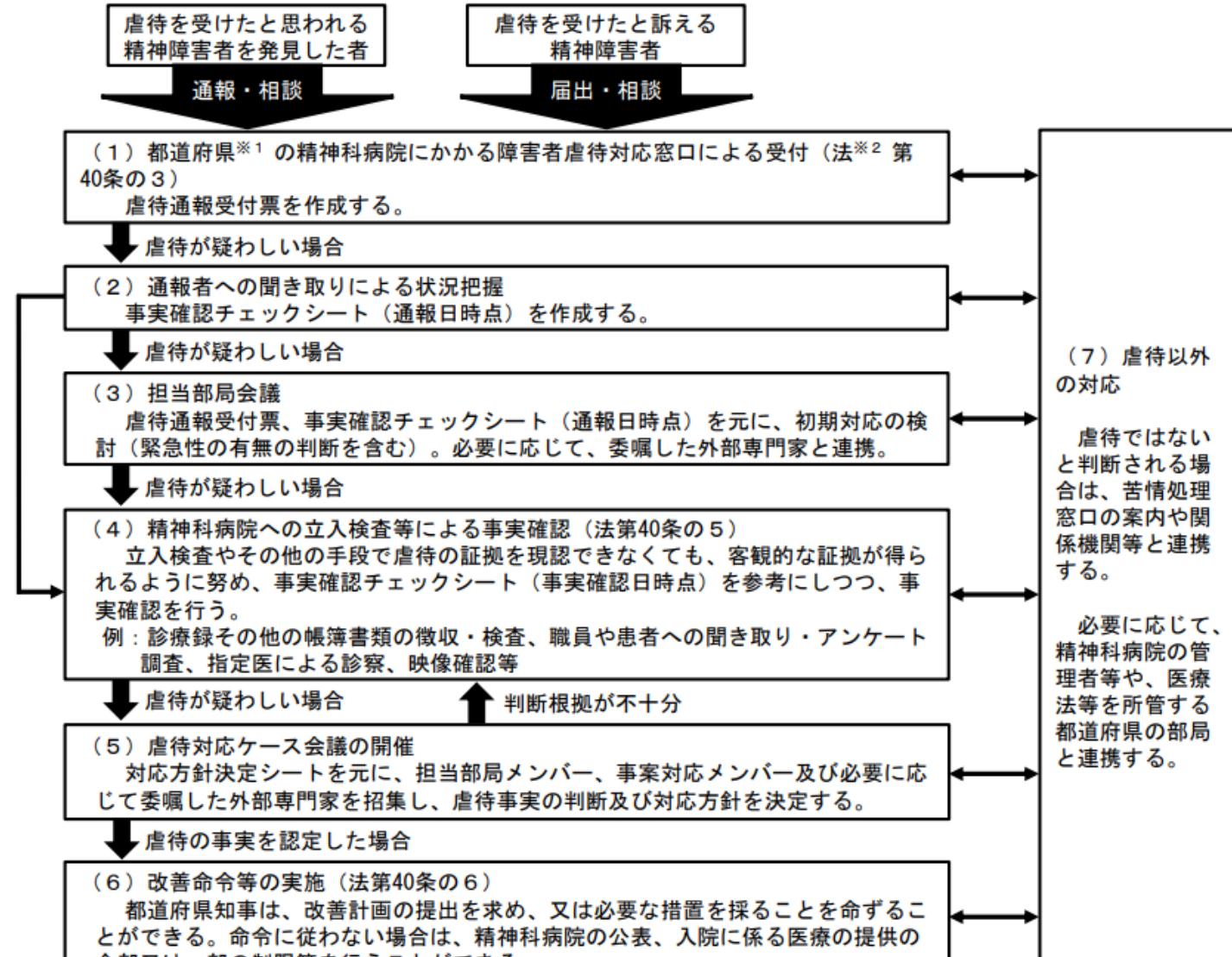


都道府県の対応(案)

- 精神科病院における障害者虐待の通報等を受けた場合、適切に事務が実施されるよう、**都道府県等における通報者等からの聞き取りや事実確認等に関する以下のような対応手順を事務取扱要領としてお示しすること**としたい。具体的な手順は別添のとおり。
 - ①通報等を受けた都道府県等において、通報内容等に基づき「虐待通報受付票」や「事実確認チェックシート」を作成。
 - ②上記資料を活用し適切に**状況把握**を行い、担当部局の管理職及び職員で構成される「担当部局会議」にて初期対応の検討を行う。
 - ③事案に応じ、精神科病院への立入検査等により、**虐待の事実確認**を行う。
 - ④立入検査による事実確認等に基づき「対応方針決定シート」を作成。
 - ⑤当該資料を活用し、担当部局の職員と外部有識者等で構成される「虐待対応ケース会議」を開催し、**虐待事実の判断及び対応方針を決定**。
 - ⑥虐待の事実を認定した場合には改善命令等を実施する。

精神科病院の業務従事者による障害者虐待に対する都道府県における対応の流れ

別添



【構成員の例】

- ・担当部局メンバー：都道府県担当部局の管理職及び職員
- ・事案対応メンバー：市町村、保健所、精神保健福祉センター等の必要な支援が提供できる関係機関の関係者等
- ・外部専門家：精神保健指定医、精神保健福祉士、弁護士等（当該精神科病院と関わりのない者）

【その他取り組む事項】

都道府県知事は、虐待の状況等を毎年度公表する（法第40条の7）。

国は、障害者虐待の事例分析を行うとともに調査及び研究を行う（法第40条の8）。

※ 1 都道府県：指定都市を含む

※ 2 法：精神保健福祉法

虐待に関する義務化

- ① 従業者への研修を定期的に実施
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する
- ③ 虐待の防止等のための担当者の設置

※虐待防止措置未実施減算(所定単位数の1%減算)の創設(令和6年4月1日から)

身体拘束に関する義務化

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

※運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算（身体拘束廃止未実施減算 施設・居住系サービス10%、訪問・通所系サービス1% 令和6年4月1日から）

手引き14頁

（2）運営基準の遵守

障害者福祉施設等は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準について」（以下「運営基準」という。）に従うことが義務付けられています。

令和4年4月から障害福祉施設等の運営基準に基づき、虐待の発生又はその再発を防止するため、新たに以下の措置を講じることが義務化されました。

- ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催すると共に、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- イ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
- ウ アとイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

また、障害者福祉施設等の運営についての重要事項に関する運営規程に、虐待の防止のための措置に関する事項を定めなくてはならないこととされています。具体的には、

- ア 虐待の防止に関する責任者の選定
- イ 成年後見制度の利用支援
- ウ 苦情解決体制の整備
- エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画等）
- オ 虐待防止委員会の設置等に関すること等を指します。

手引き16頁、37頁

<参考：小規模事業所の体制整備等における効果的な取組ポイント>

※令和3年度障害者総合福祉推進事業「障害者虐待防止の効果的な体制整備に関する研究事例集」(PwC コンサルティング合同会社) より一部抜粋

○ 虐待防止

カテゴリ	効果的と考えられる取組ポイント
研修の実施	<p>① 虐待防止等に関する研修情報を行政機関や基幹相談支援センター等から収集し、それらの機関が実施する研修機会を積極的に活用する。</p> <p>※解説通知では、「研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。」とされています。</p> <p>② 域内で積極的に虐待防止等に関する研修を行っている大規模な事業所や法人等があれば、当該事業所が開催する合同研修に参加する。</p> <p>③ 研修に参加できなかった職員に対しては、研修を録画し、その視聴を促したり、研修の参加者が所内で研修に参加できなかった職員への伝達研修を実施したりする。あるいは外部研修をもとに事業所所内で研修を実施する。</p>
虐待防止委員会の開催	<p>④ 虐待防止委員会は、法人単位で委員会を設置し、法人（理事長等）が運営や取りまとめをサポートする。</p> <p>※解説通知の中では、「虐待防止委員会の開催に必要となる人数は、事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば、最低人数は問わない。事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。」とされています。</p> <p>⑤ 虐待防止委員会は実地での開催に限定せず、オンライン会議等を使用し、第三者が参加しやすいように工夫する。</p> <p>※第三者は、弁護士等の専門家のみならず、自立支援協議会を構成する他事業所等も当たると考えられる。</p> <p>⑥ 既存の会議体や委員会（定期的な事業所での会議やケースカンファレンス等）の開催に併せて虐待防止委員会を実施する。</p>
指針の整備	<p>⑦ 虐待防止等のために必要な指針等は、ゼロベースで作成することのみならず、本事例集に紹介されている様式や公表資料等から雛形を入手し、それをたたき台にして検討を進める。</p>

身体拘束の例

- ① 車いすやベッドなどに縛り付ける
- ② 手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける
- ③ 行動を制限するために介護衣(つなぎ服)を着せる
- ④ 支援者が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

身体拘束は原則許されない

「正当な理由」

- ① 切迫性
- ② 非代替性
- ③ 一時性

のすべての要件をみたす場合

→ 原則は違法であるという認識が重要

記録のポイント

運営基準

「やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。」

⇒①身体拘束に至った経緯、②理由、③態様（どのような身体拘束か）、④時間（拘束時刻、解除時刻）、⑤拘束時・解除後の本人の状況（様子）、⑥拘束減への取組み・今後の方針

※緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続を行った旨を記録しなければならない。

障害福祉サービス等報酬に関するQ&A (平成31年3月29日)

- 利用者に係る座位保持装置等に付属するベルトやテーブルは、脊椎の側わんや、四肢、関節等の変形・拘縮等の進行あるいは防止のため、医師の意見書又は診断書により製作し、使用していることに留意する。
- その上で、身体拘束に該当する行為について、目的に応じて適時適切に判断し、利用者の状態・状況に沿った取扱いがなされているか。
- その手続きについては障害福祉サービス等の事業所・施設における組織による決定と個別支援計画への記載が求められるが、記載の内容については、身体拘束の様態及び時間、やむを得ない理由を記載し、関係者間で共有しているか。

なお、ケア記録等への記載については、必ずしも身体拘束を行う間の常時の記録を求めているわけではなく、個別支援計画には記載がない緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、その状況や対応に関する記載が重要である。
- 行動障害等に起因する、夜間等他利用者への居室への侵入を防止するために行う当該利用者居室の施錠や自傷行為による怪我の予防、保清を目的とした不潔行為防止のための身体拘束については頻繁に状態、様態の確認を行われている点に留意願いたい。
- これらの手続きや対応について、利用者や家族に十分に説明し、了解を得ているか。等
- なお、身体拘束の要件に該当しなくなった場合においては、速やかに解除することについてもご留意願いたい。

小さな出来事から
虐待防止を考える

施設における虐待の共通の構図

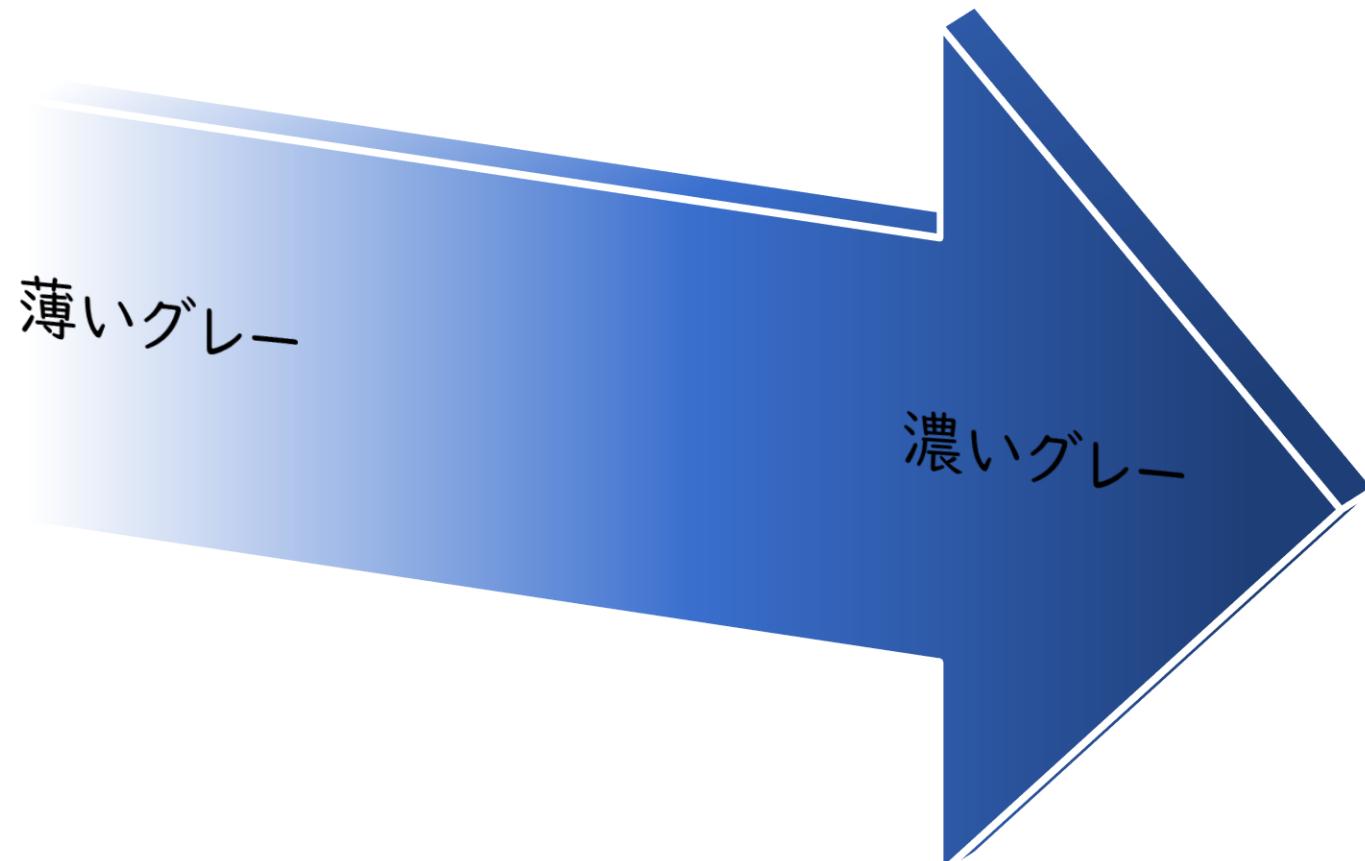
- ① 虐待は密室の環境下で行われる<環境>
- ② 障害者の権利を侵害する小さな出来事から心身に傷を負わせる行為にまで次第にエスカレートしていく<意識>
- ③ 職員に行動障害などに対する専門的な知識や技術がない場合に起こりやすい<専門性>

(障害保健福祉部長通知(平成17年10月20日)
「障害者(児)施設における虐待の防止について」)

小さな出来事がエスカレートする理由

- ・「言っても無駄」「言ったら不利益になる」という意識
- ・意思表示が困難な特性
- ・現場の自由度が高い
 - エスカレートを止める外的要因が少ない
 - ① 個々が「小さな出来事」を意識する（内的要因）
② 現場レベルで共有する（外的要因）

「小さな出来事」とはなにか



常にここに戻る

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重大であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に対する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

尊厳とは何か

憲法13条(個人の尊厳)

- ・ すべての人は、個人として尊重される
- ・ 幸福追求権

⇒ 一人の人として「尊重」しているか

⇒ 本人の幸福追求の支援をしているか

小さな出来事①

周囲がさわがしく声が届かないので、Aさんに大きな声で話しかけました。その様子をたまたま見ていたご家族から、後に「職員が怒鳴りながら指示を出していた」と指摘がありました。

小さな出来事②

Bさんがなかなかイスに座ろうとしないので、両肩を上から押さえつけるように座らせました。その後も立ち上がりうとする度に座らせるようにしました。

小さな出来事③

Cさんは、いつも夕食時間を過ぎているのにゆっくり食べています。つい「もう時間ですよ。いらぬなら下げるよ」と言ってしまったり、食事介助のスピードを上げてしまします。

小さな出来事④

Dさんはなかなか水分を取られません。水分摂取のため、積極的に水を飲ませています。

また、Dさんはトイレで1回転倒したことがあったので、それ以降職員がトイレの個室に入って様子をみています。

小さな出来事⑤

Eさんはわがままな部分が多く、家庭でしつけができるないので、しつけのつもりで厳しく接することもあります。

小さな出来事⑥

Fさんはいつも事務室に入ろうとします。

事務室の前に来たときには「絶対にドアに触らないでください。ドアに触ることは悪いことです」と伝え、事務室に入らないように注意しました。

小さな出来事⑦

Gさんは最近作業にあまり積極的に取り組んでくれません。

「給料もらえないですよ」「好きなもの買えなくなりますよ」などと言って作業を促しています。

小さな出来事⑧

他の方の支援中に、Hさんから「昨日いやなことがあつた」と話しかけられました。

「今いそがしいからごめんなさいね～。ちょっとまってくださいね～」と言ったまま、一日が過ぎてしまいました。

小さな出来事⑨

IさんはGHで生活していますが、最近近所の飲食店で仲の良くなつた人から、5万円を貸して欲しいと言われ、どうしても貸してあげたい、と言っています。周りの人間としては止めたいたいので「返ってこなかつたらどうするの」などと伝えました。

小さな出来事⑩

Jさんは40歳の男性ですが、スタッフからは「じゅんちゃん」と呼ばれています。スタッフにちゃん付けとしている理由を聞いたところ「小さい頃から関わっているから」と言っていました。

共有に不可欠な「支援の対話」

個々人が「小さな出来事（意識）」を考えることの大切さを理解した上で、現場で「尊厳」のレベル感を共有していく

⇒ 「支援」に関して話す時間を意図的に設けることが大切

研修例

- ・一人一つずつ「小さな出来事」を挙げてみましょう。
- ・その中で一つを取り上げて、本人の尊厳を考えた他の支援方法がないか、考えてみましょう。

目標設定と共有

例えば1か月間の目標を立てる

例：「否定的な言葉がけを肯定的な言葉がけに変えてみよう～」月間

⇒アンケートをとる

⇒アンケートの結果を職員全員で共有する

⇒1か月の取組を通じて感じたことについて、話し合う場を設ける

身体拘束に関する取組みは進んでいますか？

- 1 守るべき価値（尊厳）を意識する
- 2 ゼロを目指すという方針転換（固定観念の転換）
- 3 具体的な取組
 - ・身体拘束適正化検討委員会の設置・活性化
 - ・身体拘束適正化指針の策定
 - ・マニュアルの策定
 - ・記録の整備
 - ・職員会議等における実践報告

まとめ

- 「虐待」は支援を考える大切なキーワード
- 「尊厳」を考え支援を見直すことが目標
- 軸となる「尊厳」の中身を考える